

令和5年度 第2回
北海道新興・再興感染症等対策専門会議医療体制専門部会
議事録

日 時／令和5年7月27日（木）
18：30～19：30
場 所／道庁3階 テレビ会議室

【事務局：保健福祉部感染症対策課 柿本主幹】

それでは定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度 第2回 北海道新興・再興感染症等対策専門会議医療体制専門部会」を開会いたします。

私は、道庁感染症対策課主幹の柿本でございます。本日の議事進行を座長にお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。

まずはじめに、本日の会議ですが、次期「北海道感染症予防計画」の構成などについて、協議をいただきたいと考えております。策定する計画の内容の充実が図られ、実効性のあるものとなりますよう、忌憚のない御意見・御助言等をいただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、前回の会議以降、委員に変更がございましたので、御紹介させていただきます。日本病院会北海道ブロック支部 支部長であります、成田吉明委員でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

これからの進行につきましては、前回の第1回会議において、「北海道新興・再興感染症等対策専門会議医療体制専門部会運営要領」第4（2）により指名をさせていただきました、座長の三戸委員にお願いいたします。

【三戸座長】

座長の三戸です。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。本日の会議は、概ね1時間30分程度の議事を進めていきたいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

次第の2「協議事項」の1から4までを、まとめて事務局から説明よろしくをお願いいたします。

【事務局：保健福祉部感染症対策課 工藤参事】

道庁感染症対策課参事の工藤でございます。

本日は、最初に私から資料に基づき説明をさせていただいた後に、協議項目ごとに順次、委員の皆様から御意見等をいただきたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。右下のスライド番号1ページを御覧になっていただければと思います。本資料のつくりでございますけれども、最初に予防計画に係ります国の動き、続いて道の対応、その後、本日の協議事項について御説明をしたいと思っております。

まずは、予防計画に係ります国の動きでございます。3ページを御覧になっていただければと思います。

今般の感染症予防計画の見直しに係る内容でございます。国では新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、昨年末に成立をいたしました改正感染症法により、次の感染症危機に備えるため、都道府県は今年度中に計画を策定することとされたこととさせていただきます。

現行の計画からの変更点といたしましては、一つに保健医療提供体制に関する記載事項を充実すること。二つ目といたしまして、新たな感染症の発生・まん延時に速やかに医療提供体制を整えるため、必要な数値目標を定めること。三つ目といたしまして、保健所設置市等につきましても都道府県の計画を踏ま

え、新たに予防計画を策定することとされたところでございます。

また、この予防計画につきましては、医療法に規定いたします医療計画、特措法に規定いたします都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならないこととされたところでございます。

さらに、都道府県は予防計画を策定するにあたり、国が定める基本指針に即して策定することとされてございます。次ページ以降につきましては、これらの規定をした条文となつてございますので、スライド番号の10ページまで、申し訳ありませんが飛んでいただきまして、都道府県及び保健所設置市等が予防計画において定める事項として、法に規定されている内容でございます。

現行の計画につきましては、右側の欄に三つほど項目がございます。左側の「新」と書いてあるところが今回策定する項目となつてございまして、多くの新設項目が予定されているということでございます。

次に、11ページを御覧になっていただければと思います。予防計画の記載の充実についてでございます。

左の欄につきましては、現行の予防計画の記載事項、真ん中の欄でございますが、今回、計画に追加する記載事項となつてございまして、下に記載がございますが、患者の移送体制ですとか、宿泊施設、宿泊療養、自宅療養体制の確保などを盛り込むこととされてございまして、右側の欄、医療提供体制の確保ですと、例えば入院の病床数ですとか、以下のような数値目標を設定することとされてございます。

12ページを御覧になっていただければと思います。昨年末に改正をされました医療法におきまして、医療計画に盛り込む6事業目といたしまして、新たに新興感染症対応が追加をされたところでございます。

13ページから15ページにつきましては、基準病床に関する内容となりますので、飛ばしていただきまして、16ページを御覧になっていただければと思います。現在、道内の感染症指定医療機関の状況でございます。第一種、第二種を合わせまして、現在の基準病床数98床に対しまして、指定病床数が94床となつてございます。

17ページを御覧いただきたいと思つています。感染症指定医療機関ということで、上の青文字の部分につきましては、今、御説明をさせていただきました、現行の第一種、第二種の感染症指定医療機関でございます。下の黄色、オレンジの部分でございますけれども、この部分が今般の感染症法の改正により、新たに創設をされた枠組みとなつてございます。後ほど説明をいたします、医療措置協定を締結した医療機関につきまして、入院医療を担当するとされた医療機関につきましては第一種、発熱外来また自宅療養者に対する医療提供を担当されるとしました医療機関につきましては、第二種協定指定医療機関とされたところでございます。

18ページ、北海道における検討の進め方でございます。19ページを御覧になっていただければと思います。現在の各種計画の計画期間を整理した表でございます。北海道医療計画と北海道感染症予防計画につきましては、平成29年度までそれぞれ計画期間が異なっておりました。これが平成30年度からは、それぞれの計画の整合性を図る、といったことを目的として、計画期間を6年で揃えているところでございます。

また、一番下、最下段になりますけれども、特措法に基づきます北海道新型インフルエンザ等対策行動計画でございますが、道では平成25年に策定をいたしまして、計画上では計画期間の設定はございませんけれども、国におきましては、内閣感染症危機管理統括庁を設置、本日のマスコミ報道では9月頃ということも記載されてございますが、設置した後に、新型インフルエンザ等の対策政府行動計画を改定する予定とお伺いしてございまして、その後、道でも検討が必要となるものと考えてございます。

20ページ、21ページでございますけれども、現行の北海道予防計画の表紙・目次でございます。

21ページの点の二つ目でございますけれども、現行の計画におきましては平成28年の感染症法ですとか、当時の国の基本指針、またインフルエンザ・性感染症等の特定感染症予防指針に基づく感染症のほか、本道の地域特性を踏まえまして、エキノコックス症についても規定をさせていただいているところでございます。

22ページを御覧いただきたいと思つています。次期の感染症予防計画の策定に向けた検討体制でございます。こうした会議を整理し、今後計画の検討をさせていただきたいと思つているところでございます。

23ページを御覧いただければと思います。こちらは、検討のスケジュールとなつてございます。

先月、第1回の会議を開催させていただきました。本日の会議、また、来月以降複数回会議を開催させていただきます。この間に都度、北海道議会のほうにも報告をする中、年内、年末にはなろうかと思えますけれども、パブリックコメントの実施をし、年明け2月頃を予定してございますが、計画案を本会議等、議会にも報告しながら、年度内3月には、計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。以上が、感染症予防計画に係ります、国の動きと道の対応となります。

それでは、この後につきましては、協議事項となりますので、大変恐れ入りますけれども、報道関係の皆様におかれましては、退室いただきますようよろしくお願いいたします。

以下、非公表